

件名	自衛隊への名簿提供中止に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区東駒形●●●●●●●●●●●●●●●● 墨田区の教育をよくする会 代表 ● ● ●			
受理年月日	令和6年1月31日	受理番号	第13号	
<p>要旨</p> <p>自衛隊への名簿提供を中止してください。</p> <p>(理由)</p> <p>墨田区は昨年11月、自衛隊への名簿提供について「個人情報保護法が『改正』」されたとして、これまでの方針を180度転換し、住民基本台帳の個人情報を、自衛隊に提供することを決めました。この決定に私たちは、本人や住民に知らせないまま個人情報を提供することは人権侵害に当たるのではないかと、原則非公開としている住民基本台帳法にも反するものではないかと不安と怒りでいっぱいです。</p> <p>国は自治体に対し、名簿提供の根拠として自衛隊法第97条や同法施行令第120条を挙げておりますが、同法及び同法施行令には、募集の広報は定めているものの、対象年齢の名簿提供に関しては、「防衛大臣は、(中略) 必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とあるだけで、自治体が協力する義務や強制力はありません。本人の同意もなく個人情報を提供することは、憲法第13条のプライバシー権を侵害するものと考えます。</p> <p>山本区長は昨年6月、新婦人墨田支部が行った「名簿提供はしないで」の要請の際、自衛隊の公益性を強調され、名簿提供に前向きの姿勢でしたが、日本が他国を先制攻撃しかねない軍事拡大の道を突き進んでいる中であって、その人的基盤強化のために特定の対象者に勧誘活動を行うことは果たして公益性があるのかと疑念を持たざるを得ません。2015年以来、次々と強行採決される軍備増強関連法や防衛予算の増大を見るにつけ不安が増すばかりです。</p> <p>かつて、徴兵制に基づき、自治体の職員が召集令状を届けた時代がありました。いわゆる「赤紙」です。戦後、その反省も含め、地方自治法では「住民福祉の増進を図る」ことを第一の職務としました。この度の名簿提供は、再び自治体を「戦争する国」の下請機関にさせてはならないとした歴史の教訓にも反するものであり、到底容認することはできません。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				